

国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(略)</p> <p>(組織等の公用車利用区分)</p> <p>第4条 <u>次の各号に掲げる組織は、原則として、それぞれ当該各号に定める 地区で管理する公用車を利用するものとする。</u></p> <p>(1) <u>監査室、コンプライアンス推進室、学務部学生総合支援課、学務部教育企画課、学務部入試課、学務部国際交流課、研究推進部研究支援課(本部地区に勤務する者に限る。)、研究推進部学術情報課(本部地区及び府中地区に勤務する者に限る。)、総務部総務課(本部地区に勤務する者に限る。)、総務部人事課、財務部財務課、財務部経理調達課、財務部施設整備課、グローバルイノベーション研究機構(本部地区に勤務する者に限る。)、大学教育センター、保健管理センター(本部地区に勤務する者に限る。)、環境安全管理センター及び環境リーダー育成センター 本部地区</u></p> <p>(2) <u>府中地区事務部、農学研究院、グローバルイノベーション研究機構(府中地区に勤務する者に限る。)、農学府、連合農学研究科、農学部 及び学術研究支援総合センター(府中地区に勤務する者に限る。)</u> 府中地区</p> <p>(3) <u>研究推進部研究支援課(小金井地区に勤務する者に限る。)、研究推進部学術情報課(小金井地区に勤務する者に限る。)、総務部総務課(小金井地区に勤務する者に限る。)、小金井地区事務部、工学研究院、グローバルイノベーション研究</u></p>	<p>(略)</p> <p>(公用車の利用)</p> <p>第4条 <u>役員及び職員は、公用車を利用する場合、原則として、当該役員及び職員が勤務する 地区で管理する公用車を利用するものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	

<p><u>機構(小金井地区に勤務する者に限る。)、工学府、生物システム応用科学府、工学部、先端産学連携研究推進センター、国際センター、保健管理センター(小金井地区に勤務する者に限る。)、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(小金井地区に勤務する者に限る。)</u>及び科学博物館 小金井地区</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
--	------------	--

附 則(平成30年4月1日規程第15号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。